

VIEW PORT KURE HOTEL

宿泊約款

Terms and Conditions of Accommodation Contracts

ビューポートくれホテル

一般財団法人 呉海員会館

利 用 規 則

ホテルの公共性と安全性を確保する為、当ホテルをご利用のお客様は宿泊約款第10条に基づき、下記の規則をお守り下さいますようお願い致します。

この規則で禁じられた事項をお守り頂けない時は、宿泊約款第7条により宿泊の継続をお断りさせて頂く事があります。

【記】

- 1、ホテル内で暖房用、炊飯用などの火器及びアイロン等を使用しない事。
- 2、ベッドの中など火災の原因となりやすい場所での喫煙をしない事。
- 3、高声放歌や喧騒な行為、その他で他人に嫌悪感を与えたり、迷惑を及ぼさない事。
- 4、廊下及び客室内で次のようなものを持ち込まない事。
 - (1) 動物、鳥類（ペット類）
 - (2) 著しく悪臭を発するもの。
 - (3) 著しく多量の物品。
 - (4) 火薬や揮発油など、発火あるいは引火しやすいもの。
 - (5) 適法に所持を許可されていない銃砲刀剣類。
- 5、廊下及び客室内で賭博及び風紀を乱すような行為をしない事。
- 6、訪問客を客室に引き入れたり、客室内の諸設備、諸物品などを使用しない事。
- 7、客室やロビーを事務所、営業所がわりに使用しない事。
- 8、廊下及び客室内の諸設備、諸物品をその目的以外の用途に充てない事。
- 9、客室内の諸物品をホテル外に持ち出したり、ホテルの他の場所に移動したりしない事。
- 10、ホテルの建築物や諸設備に異物を取り付けたり、現状を変更するように加工をしない事。
- 11、ホテルの外観を損なうような物品を窓に掛けない事。
- 12、ホテル内で他のお客様に広告物を配布するような行為をしない事。
- 13、廊下やロビーなどで所持品を放置しない事。
- 14、お預かりの洗濯物や忘れ物の保管は、特に指定がない限りご出発3ヵ月後の月初めまでとします。
- 15、客室は、ご宿泊以外の目的で使用しない事。

お 願 い

- 1、お会計は前払い制となっておりますので、チェックインの際にお支払い下さい。
長期連泊の場合は、原則として宿泊確定日分までのご精算をお願いしております。
- 2、領収書は各部屋単位にご用意して致しておりますので、同室のお客様が分割の領収書をご入用の場合は前もってお申しつけ下さい。
- 3、お支払いについてご不審な点がございましたら、ご遠慮なくフロントにお尋ね下さい。
- 4、ガウン・スリッパ等のままで、客室フロア（6階～10階）からお出になる事はご遠慮下さい。

防 犯

- 1、客室のドアは自動ロックですが、お出かけの際はドアが締まった後に施錠をご確認下さい。
- 2、客室のドアは自動ロックとなっておりますので、客室を出られる時は必ず鍵をお持ちの上お出かけ下さい。尚、外出の際には鍵をフロントへお預け下さい。
- 3、ご訪問者との面会は、ロビーでお願い致します。
- 4、ご在室の時には、二重ロックをご使用下さい。
- 5、当ホテルでは、お客様のお部屋を掃除する時（9時頃から14時位までの間）以外は、原則としてホテルの従業員がお部屋のドアをノックする事はありません。お心当たりのないドアノックがあった時は、内線ダイヤル9番でフロントにお知らせ下さい。

防 火

- 1、おやすみ前に非常口の位置をお確かめ下さい。
- 2、禁煙室をご利用のお客様は室内での喫煙はご遠慮ください。
なお、喫煙室をご利用のお客様におかれましてもベッド内では、煙草をお吸いにならないで下さい。
また、火がついた煙草を置き忘れないようご注意下さい。
- 3、焦げ臭いにおいや煙らしいものを発見された時には内線ダイヤル9番でフロントにお知らせ下さい。
- 4、万一、火災が発生した場合は、従業員の誘導に従って避難して下さい。

宿 泊 約 款

第1条（適用範囲）

- 1、当ホテルがご宿泊のお客様との間で締結する宿泊約款及びこれに関する契約は、この約款に定めるところによるものとし、この約款に定めない事項については、法令又は一般に確立された習慣によるものとします。
- 2、当ホテルが、法令及び習慣に反しない範囲で特約に応じた時は、前項の規定に関わらずその特約を優先するものとします。

第2条（宿泊契約の申込み）

- 1、当ホテルに宿泊の申し込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出て頂く必要があります。
 - (1) 宿泊者氏名
 - (2) 宿泊日数及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による）
 - (4) その他当ホテルが必要と認める事項
- 2、宿泊客が、宿泊中に前項2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、その申し出がなされた時点で、新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

第3条（宿泊契約の成立等）

- 1、宿泊契約は、当ホテルが前条の申込みを承諾したときに成立したものとします。但し、当ホテルが承諾をしなかったことを証明した時は、この限りではありません。
- 2、前条の規定により宿泊契約が成立した時は、宿泊期間（7日を超える場合は7日間）の基本宿泊料を限度として、当ホテルが定める申込金を当ホテルが指定する日までにお支払い頂きます。
- 3、申込金は宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料に充当し、第6条及び第17条の規定を適用する事態が生じた時に、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 4、第2項の申込金を同項の規定により、当ホテルが指定した日までにお支払い頂けない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。但し、申込金の支払い期日を指定するにあたり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

第4条（申込金の支払いを要しない事とする特約）

- 1、前条第2項の規定に関わらず、当ホテルは契約の成立後同項の申込金の支払いを要しない事とする特約に応じることがあります。
- 2、宿泊契約の申込みを承諾するにあたり、当ホテルが前条2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払い期日を指定しなかった場合、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

第5条（宿泊契約締結の拒否）

当ホテルは、次に掲げる場合は、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申込みがこの約款によらない時。
- (2) 満室（員）により客室の余裕がない時。
- (3) 宿泊しようとする者が宿泊に関し、法令の規定・公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為を

する恐れがあると認められた時。

(4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他反社会勢力

ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体である時。

ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの。

(5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をした時。

(6) 宿泊しようとする者が、伝染病あるいは新型感染症であると明らかに認められる時。

(7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められた時。

(8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により、宿泊されることができない時。

第6条(宿泊客の契約解除権)

1、宿泊客は当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2、当ホテルは宿泊客がその責めに帰すべき事由により、宿泊契約の全部又は一部を解除した場合

(第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払い期日を指定して、その支払いを求めた場合で

あって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除した時除きます。)は別表2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。但し、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合は、その特約に応じるにあたって、宿泊客が宿泊契約を解除した時の違約支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知した時に限ります。

3、当ホテルは宿泊客が連絡しないで当日午後8時(予め到着時刻が明記されている場合は、その2時間経過した時刻)になっても到着しない時は、その宿泊契約は宿泊客より解除されたとみなして処理する事があります。

第7条(当ホテルの契約解除権)

1、当ホテルが次に掲げる場合、宿泊契約を解除することがあります。

(1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められる時、又は同行為をしたと認められる時。

(2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められる時。

イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会勢力

ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの。

(3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をした時。

(4) 宿泊客が伝染病あるいは新型感染症であると明らかに認められる時。

(5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められた時。

(6) 天災等不可抗力に起因する事由により、宿泊される事ができない時。

(7) 寝室での寝煙草、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る)に従わない時。

2、当ホテルが前項の規定に基づき、宿泊契約を解除した時は、宿泊客がいまだに提供を受けていない宿泊サービス等の料金は頂きません。

第8条(宿泊の登録)

1、宿泊客は宿泊当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録して頂きます。

(1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業

(2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び 入国年月日

(3) 海員関係者については、会社名、船名、職名

(4) 出発日及び出発予定時刻

(5) その他当ホテルが必要と認める事項

2、宿泊客が第12条の料金の支払いを宿泊券、通貨に代わりうる方法により行おうとする時は、予め前項の登録時にそれらを呈示して頂きます。

第9条(客室の使用時間)

- 1、 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、原則として午後3時から翌朝10時までとします。
- 2、 当ホテルは前項の規定に関わらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じる事があります。
この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

- (1) 出発日の午前11時まで……¥1,000×宿泊人数
- (2) 出発日の午後12時まで……¥2,000×宿泊人数
- (3) 出発日の午後12時以降……客室料金の全額
(但し、出発日が満室(員)の場合は応じられません。)

第10条(利用規則の遵守)

宿泊客は当ホテルにおいて、当ホテルの定めた館内又は宿泊約款の利用規則に従って頂きます。

第11条(営業時間)

当ホテルの主な施設等の営業時間は次のとおりです。

- (1) フロント門限……午後11時(23時)
- (2) フロントサービス……午前5時から午後12時(24時)まで
- (3) ルームサービス……なし
- (4) 宿泊者朝食……午前7時から午前9時まで

第12条(料金の支払い)

- 1、 宿泊客が支払う宿泊料金等の内訳及びその算定方法は、別表1に掲げることによります。
- 2、 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた宿泊券、これに代わりうる方法により宿泊客の出発の際又は当ホテルが請求した時、フロントにおいて行って頂きます。
- 3、 当ホテルは宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金は申し受けます。

第13条(当ホテルの責任)

当ホテルは、宿泊約款及びこれに関連する契約の履行、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えた時は、その損害を補償します。但し、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでない時は、この限りではありません。

第14条(契約した客室の提供ができない時の取り扱い)

- 1、 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できない時、宿泊客の了承を得て、できる限り同一の条件となる他の宿泊施設を斡旋するものとします。
- 2、 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、宿泊施設の斡旋のできない時は違約金相当額の補償額を宿泊客に支払い、その保証料金は損害賠償額に充当します。但し、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がない時は、補償料をお支払い致しません。

第15条(寄託物の取り扱い)

- 1、 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失などの損害が生じた時は、それが不可抗力である場合を除き、当ホテルはその損害を賠償致します。但し現金及び貴重品について、当ホテルがその種類及び価格の明告を求めた場合であって宿泊客がそれを行わなかった時は、当ホテルは15万円を限度としてその損害を補償致します。
- 2、 宿泊客が、当ホテル内にお持ち込みになった物品又は現金並びに貴重品をフロントに預けなかったものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失などの損害が生じた時は、当ホテルはその損害を賠償致します。但し、宿泊客から予め種類及び価格の明告のなかったものについては、15万円を限度として当ホテルはその損害を賠償致します。

第 1 6 条(宿泊客の手荷物及び携帯品の保管)

- 1、

宿泊客の手荷物が宿泊に先立って当ホテルに到着した場合、その到着前に当ホテルが了承した時に限って責任を持って保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際にお渡し致します。
- 2、

前 1 項の場合における宿泊客の手荷物及び携帯品についての当ホテルの責任は、第 1 項の場合であつては前条第 1 項の規定に準じるものとします。

第 1 7 条(宿泊客の責任)

宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被った時は、当該宿泊客にその損害を賠償して頂きます。

別表第 1 宿泊料金の算定方法(第 2 条第 1 項。第 3 条第 2 項及び第 1 2 条第 1 項関係)

宿泊者が支払うべき総額	内訳	
	宿泊料金	基本宿泊料(室料)
	追加料金	その他の利用料金
	税金	消費税等法令により規定される諸税

別表第 2 違約金(第 6 条第 2 項関係)

別表第 2 違約金(第 5 条第 2 項関係)

契約申込人数	契約解除の通知を受けた日				
	不泊(連絡なし)	当日	前日	9 日前	2 0 日前
1 名から 9 名	1 0 0 %	1 0 0 %	—	—	—
1 0 名から 4 0 名	1 0 0 %	1 0 0 %	5 0 %	2 0 %	—
4 1 名以上	1 0 0 %	1 0 0 %	5 0 %	2 0 %	1 0 %

- 1、%は基本宿泊料に対する違約金の比較です。
- 2、契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1 日分(初日)違約金を収受します。
- 3、天災事変により、全ての交通機関が遮断した場合は除く。

令和 3 年 6 月末日 改正

ビューポートくれホテル

一般財団法人 呉海員会館